令和６年度法定検査結果について

１．法定検査結果の推移

浄化槽法第７条に基づく使用開始検査（以下「７条検査」という。）の推移を表－１に、浄化槽法第11条に基づく定期検査（以下「11条検査」という。）の推移を表－２に示します。

総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案し、以下の３段階のいずれに該当するかを判定します。

イ　：　適正である。
ロ　：　おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。
ハ　：　不適正であり、改善を要すると認められる。

表－１　７条検査結果の推移

判定＼年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	5,161	94.6	4,798	93.3	4,868	94.6	4,746	94.1
	ロ	216	4.0	221	4.3	152	2.9	198	3.9
	ハ	75	1.4	123	2.4	127	2.5	99	2.0
	計	5,452	100	5,142	100	5,147	100	5,043	100
全国	イ	65,045	67.4	64,124	67.8	62,483	68.2	令和7年9月現在	
	ロ	24,506	25.4	23,317	24.7	22,094	24.1	全国は未公表	
	ハ	7,002	7.2	7,109	7.5	7,024	7.7		
	計	96,553	100	94,550	100	91,601	100		

令和６年度の７条検査では「イ」と判定された割合は94.1%で前年度と比べ0.5%低下し、「ハ」と判定された割合は2.0%でした。全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準で推移しています。

表－２　11条検査結果の推移

判定＼年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	141,406	96.7	142,081	96.2	142,665	96.2	152,592	95.9
	ロ	2,331	1.6	2,931	2.0	2,777	1.9	3,285	2.1
	ハ	2,514	1.7	2,743	1.8	2,868	1.9	3,169	2.0
	計	146,251	100	147,755	100	148,310	100	159,046	100
全国	イ	2,354,356	69.3	2,383,653	68.8	2,452,459	69.4	令和7年9月現在	
	ロ	874,975	25.8	914,147	26.4	913,569	25.8	全国は未公表	
	ハ	166,457	4.9	165,244	4.8	168,755	4.8		
	計	3,395,788	100	3,463,044	100	3,534,783	100		

11条検査では「イ」と判定された割合が95.9%と前年度と比べ0.3%低下し、「ハ」と判定された割合は2.0%でした。令和２年度から導入した効率化検査では、10人槽以下の合併処理浄化槽において、重要度や緊急度が高くない不具合で、保守点検業者への情報提供等により改善されたものは判定が「イ」となるので、高い適正率で推移しています。11条検査においても全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準となっています。

２．７条検査の結果

（１）市町村別の検査結果

７条検査の市町村別の検査結果を表－３に示します。

表－３　市町村別の検査結果（令和６年度・７条検査）

総合判定 / 市町村	イ		ロ		ハ		合計	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	(基数)	基数(基)	割合(%)
鹿児島市	596	92.3	32	5.0	18	2.8	646	15	2.3
指宿市	110	91.7	4	3.3	6	5.0	120	6	5.0
南さつま市	123	99.2	1	0.8	0	0.0	124	0	0.0
枕崎市	68	95.8	2	2.8	1	1.4	71	0	0.0
南九州市	160	97.6	3	1.8	1	0.6	164	0	0.0
いちき串木野市	71	100.0	0	0.0	0	0.0	71	0	0.0
日置市	170	98.3	1	0.6	2	1.2	173	1	0.6
三島村	0	－	0	－	0	－	0	0	－
十島村	4	66.7	0	0.0	2	33.3	6	1	16.7
薩摩川内市	457	95.8	15	3.1	5	1.0	477	3	0.6
さつま町	49	94.2	2	3.8	1	1.9	52	1	1.9
出水市	55	93.2	4	6.8	0	0.0	59	0	0.0
阿久根市	92	95.8	4	4.2	0	0.0	96	0	0.0
長島町	44	91.7	2	4.2	2	4.2	48	0	0.0
伊佐市	99	96.1	3	2.9	1	1.0	103	0	0.0
姶良市	545	97.7	13	2.3	0	0.0	558	0	0.0
霧島市	429	92.5	31	6.7	4	0.9	464	0	0.0
湧水町	42	93.3	2	4.4	1	2.2	45	0	0.0
曽於市	131	89.7	10	6.8	5	3.4	146	2	1.4
志布志市	137	97.2	3	2.1	1	0.7	141	1	0.7
大崎町	76	97.4	0	0.0	2	2.6	78	1	1.3
鹿屋市	605	95.6	17	2.7	11	1.7	633	8	1.3
垂水市	68	95.8	2	2.8	1	1.4	71	0	0.0
東串良町	55	93.2	2	3.4	2	3.4	59	2	3.4
肝付町	48	94.1	2	3.9	1	2.0	51	0	0.0
錦江町	11	100.0	0	0.0	0	0.0	11	0	0.0
南大隅町	25	86.2	3	10.3	1	3.4	29	0	0.0
西之表市	101	84.9	17	14.3	1	0.8	119	0	0.0
中種子町	33	86.8	3	7.9	2	5.3	38	0	0.0
南種子町	26	89.7	2	6.9	1	3.4	29	0	0.0
屋久島町	61	95.3	3	4.7	0	0.0	64	0	0.0
奄美市	29	82.9	2	5.7	4	11.4	35	1	2.9
大和村	3	60.0	1	20.0	1	20.0	5	0	0.0
宇検村	5	83.3	0	0.0	1	16.7	6	0	0.0
瀬戸内町	35	72.9	3	6.3	10	20.8	48	4	8.3
龍郷町	36	81.8	5	11.4	3	6.8	44	2	4.5
喜界町	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0
徳之島町	36	92.3	2	5.1	1	2.6	39	0	0.0
天城町	37	88.1	0	0.0	5	11.9	42	5	11.9
伊仙町	51	94.4	1	1.9	2	3.7	54	1	1.9
和泊町	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0
知名町	4	80.0	1	20.0	0	0.0	5	0	0.0
与論町	17	100.0	0	0.0	0	0.0	17	0	0.0
合 計	4,746	94.1	198	3.9	99	2.0	5,043	54	1.1

「ハ」と判定された浄化槽のうち５割以上が無管理浄化槽であり、検査基数全体の 1.1%でした。７条検査は使用開始後３ヶ月を経過してから実施しますが、浄化槽管理者が保守点検の必要性を十分認識していないため維持管理契約が遅れる状況があるようです。

（2）ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

７条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表－４に示します。

表に示す外観番号と項目とは、環境省の「浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成 14 年２月改定版）に基づく外観検査のチェック項目をいいます。

表－４　ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分（令和６年度・７条検査）

外観番号	項目	合計	原因区分			
			工事	構造	管理	その他
設置の状況		122	59	21		42
1	水平	1	1			
4	漏水	1	1			
6	上部スラブ打設有無	3	3			
7	嵩上げ	2	2			
8	槽上部、周辺、構造	6	4			2
9	雨水の流入	3	2			1
13	ポンプ設備の固定	5	4			1
14	接触材、ろ材等の固定	2		1		1
15	ばっ気装置の固定	1		1		
19	逆洗装置、洗浄装置の固定	6	1	5		
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	3		3		
24	その他の内部設備の固定	3	2			1
26	流入、放流管渠の設置	40	33			7
27	送風機の設置	18	4	11		3
28	増改築等	28	2			26
設備の稼動状況		6		1		5
29	ポンプ	1		1		
30	送風機	3				3
32	ばっ気装置	2				2
水の流れ方の状況		5				5
49	嫌気ろ床槽の水位	2				2
52	生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流	1				1
61	沈殿槽の汚泥、スカム	1				1
62	消毒槽の汚泥、スカム	1				1
使用の状況		2				2
67	油脂類の流入	1				1
70	流入汚水量、洗浄用水等の使用	1				1
悪臭の発生状況		1	1			
72	悪臭防止措置の実施	1	1			
消毒の実施状況		49			4	45
73	消毒剤の有無	22			4	18
74	処理水と消毒剤の接触	27				27
水質の状況		148				148
他	水質悪化（BOD、透視度）	148				148
保守点検、清掃の実施状況		54				54
他	無管理	54				54
	（検査基数）	5,043				
	（不適事項延べ件数合計）	387	60	22	4	301
	（原因区分構成比率）	100.0%	15.5%	5.7%	1.0%	77.8%

設置の状況の不具合で多かったのは、『26. 流入、放流管渠の設置』に該当する「生活雑排水の未接続」などの指摘が 40 件ありました。

また、『28. 増改築等』に該当する「届出以外の建物も接続されている」や「建物の用途が設置届と異なっている」などの指摘が 28 件ありました。一般住宅や一般店舗の届出で設置後に用途の変更を行っていたり、届出外の建物を接続したりするケースが後を絶ちませんが、浄化槽の規模と使用実態が合わずに処理機能の低下を招くおそれがあることから、設計時には将来的な予定も十分に協議する必要があります。

３．11 条検査の結果

（１）市町村別の検査結果

11 条検査の市町村別の検査結果を表－５に示します。

表－５　市町村別の検査結果（令和６年度・11 条検査）

総合判定 / 市町村	イ		ロ		ハ		合計	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	(基数)	基数(基)	割合(%)
鹿児島市	17,400	95.6	370	2.0	435	2.4	18,205	311	1.7
指宿市	5,591	96.7	114	2.0	77	1.3	5,782	31	0.5
南さつま市	5,863	97.4	88	1.5	67	1.1	6,018	7	0.1
枕崎市	2,195	95.9	38	1.7	55	2.4	2,288	23	1.0
南九州市	6,099	95.9	164	2.6	100	1.6	6,363	31	0.5
いちき串木野市	2,578	94.7	76	2.8	67	2.5	2,721	36	1.3
日置市	4,989	96.7	71	1.4	97	1.9	5,157	68	1.3
三島村	212	96.8	2	0.9	5	2.3	219	0	0.0
十島村	318	95.8	9	2.7	5	1.5	332	1	0.3
薩摩川内市	12,864	95.6	330	2.5	265	2.0	13,459	129	1.0
さつま町	3,576	96.7	75	2.0	47	1.3	3,698	25	0.7
出水市	3,308	95.1	93	2.7	77	2.2	3,478	48	1.4
阿久根市	2,775	93.4	94	3.2	103	3.5	2,972	45	1.5
長島町	1,426	95.1	28	1.9	46	3.1	1,500	26	1.7
伊佐市	3,979	96.7	66	1.6	71	1.7	4,116	47	1.1
姶良市	11,647	98.4	118	1.0	72	0.6	11,837	27	0.2
霧島市	14,304	97.2	258	1.8	152	1.0	14,714	68	0.5
湧水町	1,435	98.2	15	1.0	12	0.8	1,462	0	0.0
曽於市	6,914	97.4	85	1.2	100	1.4	7,099	49	0.7
志布志市	5,211	97.1	84	1.6	70	1.3	5,365	38	0.7
大崎町	1,653	96.3	33	1.9	31	1.8	1,717	25	1.5
鹿屋市	15,271	97.3	262	1.7	162	1.0	15,695	78	0.5
垂水市	3,369	98.3	32	0.9	28	0.8	3,429	9	0.3
東串良町	935	95.5	19	1.9	25	2.6	979	16	1.6
肝付町	2,542	94.8	75	2.8	65	2.4	2,682	28	1.0
錦江町	1,113	91.5	48	3.9	55	4.5	1,216	18	1.5
南大隅町	1,059	91.8	47	4.1	47	4.1	1,153	7	0.6
西之表市	1,691	88.9	115	6.0	96	5.0	1,902	21	1.1
中種子町	1,088	94.6	27	2.3	35	3.0	1,150	19	1.7
南種子町	584	88.5	34	5.2	42	6.4	660	27	4.1
屋久島町	2,135	93.7	95	4.2	48	2.1	2,278	11	0.5
奄美市	1,052	88.8	48	4.1	85	7.2	1,185	44	3.7
大和村	59	84.3	5	7.1	6	8.6	70	1	1.4
宇検村	152	91.0	8	4.8	7	4.2	167	5	3.0
瀬戸内町	1,261	91.6	46	3.3	70	5.1	1,377	30	2.2
龍郷町	1,698	95.8	32	1.8	43	2.4	1,773	18	1.0
喜界町	463	90.6	11	2.2	37	7.2	511	12	2.3
徳之島町	1,512	91.5	56	3.4	84	5.1	1,652	24	1.5
天城町	703	85.7	28	3.4	89	10.9	820	63	7.7
伊仙町	745	83.7	32	3.6	113	12.7	890	76	8.5
和泊町	152	74.1	23	11.2	30	14.6	205	19	9.3
知名町	282	82.0	18	5.2	44	12.8	344	15	4.4
与論町	389	95.8	13	3.2	4	1.0	406	3	0.7
合 計	152,592	95.9	3,285	2.1	3,169	2.0	159,046	1,579	1.0

＊前年度無管理のものは、翌年も検査対象となるため、その年度に確認できた無管理の総数となります。

「ハ」と判定された浄化槽のうち半数程度が無管理浄化槽であり、検査基数全体の 1.0％でした。

「ハ」の割合は地域によって差があり 10％を超えている市町村もありますが、今後、浄化槽管理者の意識を向上させるとともに、維持管理費用に対する公的助成制度の導入により無管理浄化槽を無くしていくことで「ハ」の割合を減らせると思われます。

（２）市町村別 10 人槽以下合併の BOD 結果

11 条検査の市町村別の 10 人槽以下合併の BOD 結果を表－６に示します。

表－６　市町村別の 10 人槽以下合併 BOD 結果（令和６年度・11 条検査・住宅施設関係のみ）

総合判定 / 市町村	イ		ロ		ハ		合計（基）	放流BOD平均値（mg/L）
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		
鹿児島市	11,814	97.5	53	0.4	253	2.1	12,120	7.2
指宿市	2,249	98.2	12	0.5	29	1.3	2,290	6.9
南さつま市	3,302	99.3	7	0.2	15	0.5	3,324	5.9
枕崎市	912	98.9	2	0.2	8	0.9	922	5.6
南九州市	3,484	98.4	20	0.6	36	1.0	3,540	6.3
いちき串木野市	1,758	97.5	20	1.1	25	1.4	1,803	7.2
日置市	3,593	98.1	14	0.4	56	1.5	3,663	5.9
三島村	162	97.6	0	0.0	4	2.4	166	2.8
十島村	228	96.6	5	2.1	3	1.3	236	4.7
薩摩川内市	8,094	97.7	69	0.8	121	1.5	8,284	7.5
さつま町	2,295	98.4	18	0.8	20	0.9	2,333	6.8
出水市	2,426	97.0	34	1.4	41	1.6	2,501	8.4
阿久根市	1,588	97.5	9	0.6	31	1.9	1,628	7.0
長島町	1,096	96.7	10	0.9	27	2.4	1,133	7.7
伊佐市	2,735	98.1	11	0.4	41	1.5	2,787	7.5
姶良市	7,628	99.3	23	0.3	29	0.4	7,680	6.7
霧島市	8,858	98.9	51	0.6	49	0.5	8,958	7.5
湧水町	975	99.7	1	0.1	2	0.2	978	6.0
曽於市	3,365	98.7	12	0.4	34	1.0	3,411	7.8
志布志市	2,196	98.4	16	0.7	19	0.9	2,231	9.6
大崎町	879	96.7	15	1.7	15	1.7	909	9.9
鹿屋市	7,471	98.8	37	0.5	53	0.7	7,561	8.0
垂水市	2,072	99.2	6	0.3	10	0.5	2,088	7.0
東串良町	557	97.2	1	0.2	15	2.6	573	8.6
肝付町	1,259	97.7	6	0.5	24	1.9	1,289	8.2
錦江町	739	95.8	13	1.7	19	2.5	771	8.1
南大隅町	626	97.4	6	0.9	11	1.7	643	8.8
西之表市	834	96.1	13	1.5	21	2.4	868	8.0
中種子町	458	97.0	5	1.1	9	1.9	472	7.6
南種子町	274	93.8	3	1.0	15	5.1	292	6.3
屋久島町	1,171	98.2	7	0.6	14	1.2	1,192	5.1
奄美市	437	94.6	1	0	24	5.2	462	5.2
大和村	9	100.0	0	0	0	0	9	4.7
宇検村	37	92.5	0	0	3	7.5	40	5.3
瀬戸内町	432	94.5	4	0.9	21	4.6	457	6.4
龍郷町	1,243	98.8	4	0.3	11	0.9	1,258	4.8
喜界町	202	95.3	2	0.9	8	3.8	212	5.6
徳之島町	662	96.2	4	0.6	22	3.2	688	4.7
天城町	351	88.0	2	0.5	46	11.5	399	6.5
伊仙町	414	92.6	0	0.0	33	7.4	447	4.8
和泊町	41	77.4	1	1.9	11	20.8	53	8.9
知名町	195	97.0	2	1	4	2.0	201	5.6
与論町	230	95.0	9	3.7	3	1.2	242	7.4
合 計	89,351	98.0	528	0.6	1,235	1.4	91,114	7.2

10 人槽以下合併処理浄化槽の県全体の放流 BOD 平均値は 7.2 mg/L であり、浄化槽の処理性能 BOD20 mg/L 以下を問題なくクリアしている状況です。また、下水道法施行規則第４条の２に規定される下水道の計画放流水質の BOD15 mg/L 以下もクリアしていることから、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設としての役割を果たしていることがわかります。

（3）ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

11 条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表－７に示します。

表－７　ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分（令和６年度・11 条検査）

外観番号	項目	処理区分		原因区分			
		単独	合併	工事	構造	管理	その他
設置の状況		2,208	1,363	59	2,712		800
1	水平		1				1
2	浮上、沈下	3	1				4
3	破損、変形	61	15		63		13
4	漏水	532	223		671		84
5	溢流	2	2				4
6	上部スラブ打設有無	4	2				6
7	嵩上げ	40	7	28			19
8	槽上部、周辺、構造	40	40		2		78
9	雨水の流入	6	6	1			11
10	土砂の流入	6	2				8
11	その他の特殊な排水の流入	6	1	1			6
12	スクリーン設備の固定		1		1		
13	ポンプ設備の固定	2	5		2		5
14	接触材、ろ材等の固定	95	513		607		1
15	ばっ気装置の固定	53	29		45		37
16	攪拌装置の固定		9		8		1
17	汚泥返(移)送装置の固定		13		11		2
19	逆洗装置、洗浄装置の固定	1	2		2		1
21	消毒設備の固定	106	14		69		51
22	越流ぜきの固定	6	15		21		
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	1,068	95		1,162		1
24	その他の内部設備の固定	55	3		47		11
25	設置場所	2					2
26	流入、放流管渠の設置	28	58	24			62
27	送風機の設置	73	102		1		174
28	増改築等	19	204	5			218
設備の稼動状況		834	851		6	52	1,627
29	ポンプ	26	55				81
30	送風機	790	578			26	1,342
31	駆動装置	3	5		5		3
32	ばっ気装置	9	44		1	19	33
33	攪拌装置		3				3
34	汚泥返(移)送装置		4				4
35	循環装置		1				1
36	逆洗装置、洗浄装置		4				4
38	制御装置	5	121				126
39	調整装置		6				6
40	生物膜の状況	1	30			7	24
水の流れ方の状況		523	420		4	3	936
43	流入管渠	35	13				48
44	放流管渠	190	33				223
45	各単位装置間	2	9				11
47	原水(放流)ポンプ槽の水位	1	1				2
48	流量調整槽の水位		3				3
49	嫌気ろ床槽の水位		67				67
52	生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流		30			1	29
53	平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	19			3	2	14
54	沈殿槽の水位、水流	4	2		1		5
55	その他の単位装置の水位、水流		3				3
58	腐敗室、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽の汚泥、スカム	21	46				67
59	ばっ気槽、接触ばっ気槽の汚泥、スカム	7	3				10
60	生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥、スカム		2				2
61	沈殿槽の汚泥、スカム	135	129				264
62	消毒槽の汚泥、スカム	74	49				123
64	放流ポンプ槽の汚泥、スカム		2				2
66	汚泥の流出状況	35	28				63
使用の状況			76				76
67	油脂類の流入		9				9
68	処理対象以外の排水の流入		4				4
70	流入汚水量、洗浄用水等の使用		63				63
消毒の実施状況		639	749			85	1,301
73	消毒剤の有無	614	720			78	1,254
74	処理水と消毒剤の接触	25	29			7	47
水質の状況		564	926			22	1,468
他	水質悪化(BOD、透視度)	564	926			22	1,468
保守点検、清掃の実施状況		694	915			22	1,587
他	無管理	672	907				1,579
他	点検、清掃不十分	22	8			22	8
	(検査基数)	50,744	108,302				
	(不適事項延べ件数合計)	5,462	5,300	59	2,722	184	7,795
	(原因区分構成比率)			0.5%	25.3%	1.7%	72.4%

設置の状況の不具合について、単独処理浄化槽（以下「単独」という。）と合併処理浄化槽（以下「合併」という。）と比較すると、汚水が槽外へ流出している『4.漏水』や構造的不具合である『23.隔壁、仕切壁、移流管の固定』については単独での指摘が多く、生物処理に関わる『14.接触材、ろ材等の固定』については合併での指摘が多くありました。単独では、老朽化による抜本的な改善が必要である浄化槽本体の不良が多く、合併では、「ろ材の浮上」や「担体の流出」等の内部構造の不具合が多くなっています。

設備の稼働状況の不具合は、主に「送風機の故障」の指摘である『30.送風機』が、単独・合併ともに多く、次に多い『38.制御装置』は、主に性能評価型の「自動逆洗装置故障」などの指摘であり合併で121件発生しました。

『水質悪化』の指摘は、単独・合併では処理目標水質が異なるため単純な比較はできないものの、単独1.1%、合併0.9%とともに低い割合でした。合併の水質悪化の指摘率は、効率化検査導入前の平成30年度が2.3%、令和元年度が1.9%であったことから、早期改善が図られたことにより指摘率が半減したことがわかります。

原因区分の構成比率では、浄化槽本体の不具合原因である『構造』が25.3%、無管理や水質悪化、送風機の稼働などの不具合原因である『その他』が72.4%と高く、『管理』に起因する指摘は1.7%と低い状況でした。

（4）効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況

令和２年度に改訂された鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、行政指導対象については以下の３段階に分類しています。

○ 行政対応レベルⅢ ： 生活環境に著しい支障あり（緊急度・重要度が高い） ・漏水、溢流、汚泥の著しい流出、送風機の未設置 ・放流BOD160mg/L超過
○ 行政対応レベルⅡ ： 明らかな法令違反（重要度が高い） ・無管理、未清掃、消毒設備なし、処理対象以外の排水の流入 ・雑排水の未接続（合併）、増改築等の問題 ・構造上の問題で点検に支障がある場合 ・構造上の問題でBOD30mg/L超過（合併）
○ 行政対応レベルⅠ（合併） ： レベル0対応で改善されないもの ・対応レベル0で改善を求めたが、改善対策が行われない場合 ・未回答や改善内容が不十分の場合

※ 対応レベル0（合併） ： 問題が認められ保守点検業者へ改善を求める場合（緊急度・重要度は高くない）

・構造不良があるが保守点検の範疇で補修可能なもの
・ばっ気停止（送風機故障、電源切れ）、汚泥の流出
・消毒薬の充填なし、処理水と消毒薬の接触不良
・放流BOD30mg/L超過

令和２年度から10人槽以下の11条検査に導入した効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況について、表－８（合併）及び表－９（単独）に示します。

表－８　効率化検査の検査結果　（令和６年度・11 条 10 人槽以下・合併）

処理区分	検査区分	判定	（行政）対応レベルの判断及び改善報告		基数	割合
合併処理浄化槽	基本検査	イ	適正管理（留意含む）		48,840	97.1%
			対応レベル０ 1194件 （発生率2.3%）	改善確認済（適正）（改善率73%）	882	
		ロ		改善に時間を要する原因が不明確	292	0.6%
		ハ	行政対応レベルⅠ	改善無し	20	2.3%
			行政対応レベルⅡ		910	
			行政対応レベルⅢ		200	
			行政対応レベル以外		28	
		計			51,172	100%
	採水員検査	イ	水質検査適正		41,647	99.0%
			ガイドライン検査・適正管理（留意含む）		1,085	
			二次検査（適正）		885	
			対応レベル０ 962件 （発生率2.2%）	改善確認済（適正）（改善率72%）	692	
		ロ		改善に時間を要する原因が不明確	248	0.6%
		ハ	行政対応レベルⅠ	改善無し	22	0.4%
			行政対応レベルⅡ		117	
			行政対応レベルⅢ		28	
			行政対応レベル以外		6	
		計			44,730	100%
	合　計				95,902	

イ	98.0 %	94,031 基
ロ	0.6 %	540 基
ハ	1.4 %	1,331 基

＊ 対応レベル０（基本検査 + 採水員検査，行政対応レベルⅠ含む）の状況　　発生率　2.27%

（総数　　2,156　　件）　　改善率　73%

表－９　効率化検査の検査結果　（令和６年度・11 条 10 人槽以下・単独）

処理区分	検査区分	判定	行政対応レベル判断及び改善報告	基数	割合
単独処理浄化槽	ガイドライン検査	イ	適正管理	14,536	90.7%
		ロ	おおむね適正	564	3.5%
		ハ	行政対応レベル以外	140	5.8%
			行政対応レベルⅡ	513	
			行政対応レベルⅢ	281	
			特定既存単独処理浄化槽に該当　260		
		計		16,034	100%
	採水員検査	イ	水質適正	23,920	95.4%
		ロ	おおむね適正	789	3.1%
		ハ	行政対応レベル以外	161	1.5%
			行政対応レベルⅡ	95	
			行政対応レベルⅢ	111	
			特定既存単独処理浄化槽に該当　112		
		計		25,076	100%
	合　計			41,110	

イ	93.5 %	38,456 基
ロ	3.3 %	1,353 基
ハ	3.2 %	1,301 基

＊ 11人槽以上を含む全ての特定既存単独処理浄化槽に該当した件数　　464 件

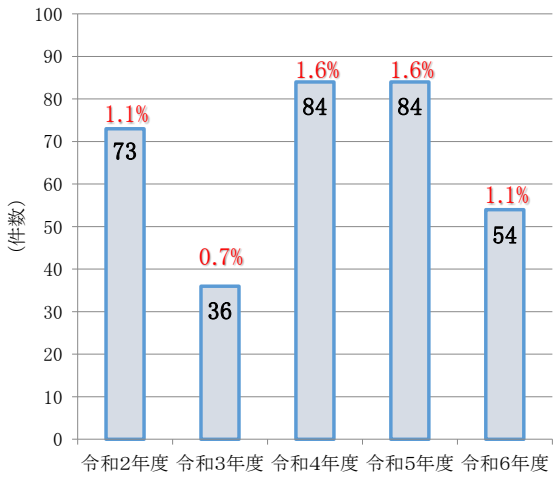
合併処理浄化槽の効率化検査では、緊急度・重要度が高くない不具合を「対応レベル０」と分類し、保守点検業者へ情報提供（改善提案）して対策を講じてもらいます。令和６年度は 2,156 件（行政対応レベルⅠ等を含む発生率 2.27%）の『対応レベル０』が発生し、保守点検業者の適切な対応により 1,574 件（改善率 73%）が早期に改善されました。

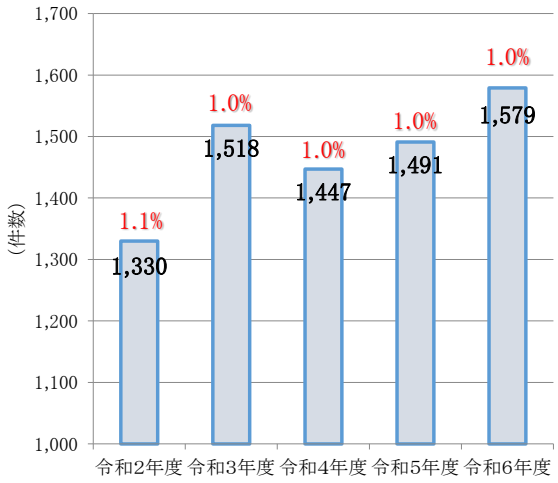
単独処理浄化槽では、令和２年の法改正で新たに規定された『特定既存単独処理浄化槽』が、10 人槽以下で 372 件、11 人槽以上で 92 件、計 464 件ありました。

『特定既存単独処理浄化槽』については行政が除却を前提とした改善を求めることとなっており、今後、市町村の補助事業を活用した合併転換や下水道等への切り替えの勧奨などにより早期に除却等を行う必要があります。

４．無管理浄化槽の推移

無管理浄化槽の推移を図－１（７条検査）及び図－２（11 条検査）に示します。





図－１　無管理浄化槽の推移（７条検査）　　**図－２　無管理浄化槽の推移（11 条検査）**

７条検査の無管理浄化槽は年度により増減があるものの一定の割合で発生しています。11 条検査の無管理浄化槽の発生率は 1.0%程度で推移し大きな変化はありませんが、検査基数が増えたことにより、発生件数は増加傾向で多くの件数が発生しており、その中には長期間にわたり改善されていないものも多く含まれます。

このような状況から、適正な維持管理に向けて保守点検、清掃及び法定検査の必要性について更なる啓発の徹底や、行政指導の強化などにより無管理浄化槽のさらなる減少に取り組む必要があります。